

貸付けの実行等の状況に関する報告書
(年 月分)財務大臣 殿
(日本銀行経由)

該当分に○印(数字は計表ID)

061	銀行勘定分
064	信託勘定分

計表ID(3桁)	←
金融機関コード(5桁)	

報告年月日： _____
 報告者： _____
 名称及び _____
 代表者の氏名 _____
 所在地 _____
 責任者記名押印 _____
 又は署名 _____
 担当者の氏名(電話番号) _____

1 本邦店の非居住者に対する貸付

(単位：億円)

		外国通貨建		本邦通貨建	
		実行	回収	実行	回収
対非居住者貸付 (本邦店名義)	0010				
うち中長期	0030				

2 本邦店の対非居住者貸付債権の放棄の状況

(単位：億円)

債務者の所在国又は地域	中長期貸付		短期貸付	
	外国通貨建	本邦通貨建	外国通貨建	本邦通貨建

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「代表者の氏名」及び「所在地」欄については、記入を省略して差し支えない。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 本邦店の非居住者に対する貸付けの実行等の状況を対象とし、銀行勘定分、信託勘定分をそれぞれ別業に作成すること。
- 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
- 「中長期貸付」欄には原契約期間が1年を超えるもの、「短期貸付」欄には1年以内のものを記入すること。
- 「放棄」欄には合意・取決めに基づくもの(直接償却分)のみを記入すること。

「貸付けの実行等の状況に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2013年4月)

1. 報告を要する者

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関のうち外為令第11条の2第1項に規定する銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「承認銀行等」という）
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号へに規定する外国為替業務（注）に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超える銀行等（承認銀行等を除く）
- (3) 外為令第18条の7第2項第2号へに規定する外国為替業務（注）に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として財務大臣が指定した銀行等（承認銀行等を除く）
（注）金銭の貸付け（本邦通貨をもって支払われる居住者に対する金銭の貸付けを除く）

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第1項第7号（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第19条第1項第1号（1.（2）に該当する者）
- (3) 報告省令第19条第2項第1号（1.（3）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 61番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ）
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する期間

- (1) 1.（1）又は（3）に該当する者：毎月中（1日～月末日）
- (2) 1.（2）に該当する者：
外為令第18条の7第2項第2号へに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が100億円を超えた月の翌月中（1日～月末日）

5. 報告書の提出期限

- 翌月15日まで。
—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

銀行勘定、信託勘定別に各1部

7. 報告書に記入する金額の単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：億円（単位未満四捨五入）
- (2) 円以外の通貨を円に換算する場合のレート：報告省令レート

8. 報告の対象

- (1) 居住者の非居住者に対する貸付けの実行、貸付金の回収及び貸付債権の放棄の状況を銀行勘定、信託勘定を区分してそれぞれ別葉に作成すること。
- (2) 信託勘定分は、信託勘定において外国為替業務の金銭の貸付けを行なわない銀行等は報告対象外。

9. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄等
西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「名称および代表者の氏名」欄
代表者とは会社を代表する取締役等のこと。なお、代表者の氏名については、記入を省略して差支えない。
- (3) 「所在地」欄
記入を省略して差支えない。
- (4) 「責任者記名押印又は署名」欄
 - イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり肩書は問わない。
 - ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
 - ハ. 署名（自署）した場合は押印不要。
- (5) 「担当者の氏名（電話番号）」欄
 - イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
 - ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。
- (6) 「計表ID」欄、「金融機関コード」欄
 - イ. 「計表ID」は銀行勘定分は061、信託勘定分は064と記入すること。
 - ロ. 「金融機関コード」は、5桁（日本銀行が通知するコード）で記入すること。
- (7) 「1 本邦店の非居住者に対する貸付」について
 - イ. 本邦店の非居住者に対する貸付けの実行額及び貸付金の回収額を記入すること。なお、非居住者に対する貸付債権を売買（ローンパーティシペーションを含む）した際には、譲受は「実行」、譲渡は「回収」として譲受又は譲渡の対価を記入すること。
 - ロ. 本邦通貨建の「実行」、「回収」欄の記入にあたり、オーバードラフト、メールクレジットについては、ネットアウト後の金額をどちらか一方に加算すること。
 - ハ. 原契約条件の変更の場合には、既存の貸付契約は「回収」に計上し、変更後の貸付契約は「実行」へ計上すること。なお、多通貨選択（マルチカレンシー）条項付の貸付けにおいては、円と外貨の間の通貨変更については「実行」、「回収」欄への記入が必要であるが、外貨から他の外貨への通貨変更（例えば米ドル建がユーロ建に変更となる場合）については「実行」、「回収」欄の記載を要しない。
- (8) 貸付債権の原契約期間に基づき、中長期貸付（原契約期間が1年超）と短期貸付（同1年以内）に区分して記入すること。
- (9) 外国通貨建及び本邦通貨建の別に区分の上集計すること。
- (10) 「2 本邦店の対非居住者貸付債権の放棄の状況」について
本邦店の非居住者に対する貸付債権の放棄額（貸付先との間で、契約上の取極めに基づく直接償却分）のみを債務者の所在する国又は地域別に区分して記入すること。

(11) 本報告の対象となる取引がない場合には、1. (1) に該当する者は、「該当なし」と記入して報告すること。一方、1. (2) 又は(3) に該当する者は、本報告書の提出を要しない。但し、報告単位金額に満たない取引があった場合には、「0」と記入のうえ報告すること。